

社説

F1 分権へ議会と監査を強化せよ

地方制度答申

地方分権の推進には、事務や権限を譲り受ける自治体の体制充実が欠かせない。市町村合併に加え、地方議会や監査機能の強化が重要である。

第29次地方制度調査会が、「平成の大合併」を来年3月に終結させることを答申した。その後は、自主的な合併のほか、複数の市町村の広域連携や、都道府県による小規模市町村への行政支援の制度を用意するよう提言している。

1999年以降の合併運動の結果、人口1万人未満の自治体は7割近く減少したが、なお470前後が残る。過疎の山間地や離島の自治体の財政状況は厳しい。

東京、大阪など大都市圏では合併がほとんど進まなかった。今は

問題がなくても、中長期的には、急速な高齢化や公共施設の更新で財政負担の急増が見込まれる。

市町村の行財政基盤を強固にするには、今後、合併が有力な選択肢であることに変わりはない。今回は見送っても、将来、市町村が自主的に合併する道と、国や都道府県が合併を側面支援する制度は残すべきだろう。

答申は、地方議会の監視機能を強めるため、公共事業などの契約締結の議決対象や、議会に経営状況を報告する第3セクターなどの対象を拡大するよう求めた。

地方分権が進めば、地方議会の役割は一段と大きくなる。国が定める全国統一の保育所の設置基準などは必要最小限のものに限る一方で、地方議会が条例で定められ

る基準が大幅に増える。

そうした中で、地方議員が従来通りの口利き行為や地元への利益誘導に走ることは許されない。

地方議員は、その責任の重みを自覚し、意識改革を図ることが求められる。住民も、自治体だけでなく、地方議会の動向にも、もっと関心を持つべきだろう。

答申には、自治体の監査機能の強化策も盛り込まれた。複数の市町村による監査委員会事務局の共同設置や、外部監査を複数年度に1回受ける方式の導入である。

独立した監査委事務局を設置したり、外部監査を毎年度実施したりするのが財政的に困難な小規模市町村が、監査体制を拡充しやすくするのが目的だ。

今年度からは「第一の夕張」を出さないため、地方自治体財政健全化法に基づき、前年度決算を踏まえた財政再生・健全化計画の義務付けが始まる。

各自治体は、監査を形骸化させず、外部監査による第三者の視点を活用し、行政の合理化に努めることが大切だ。